

令和7年度（2025年度）物価高騰対策支援金Q&A 全般について

No	内容	質問	回答																				
1	対象について	今回の支援金について、支援の対象となる施設・事業所等を教えてください。	今回の支援対象は、保険医療機関等関係、保険薬局、高齢者施設等関係、障害福祉サービス事業所等関係、保護施設、児童養護施設、一般公衆浴場、医薬品卸売、クリーニング事業者（取次店を除く）、幼稚園（私学助成園）等の施設等が対象となります。 詳細は、以下の熊本県ホームページを御確認ください（分野ごとに支援金制度情報の掲載先が異なります）。 ●支援金制度情報の掲載先 <table><tr><td>〔保険医療機関等〕</td><td>https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/42/159954.html</td></tr><tr><td>〔保険薬局〕</td><td>https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/45/205561.html</td></tr><tr><td>〔高齢者施設等関係〕</td><td>https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/33/236747.html</td></tr><tr><td>〔障害福祉サービス事業所等関係〕</td><td>https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/39/236714.html</td></tr><tr><td>〔保護施設〕</td><td>https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/34/236759.html</td></tr><tr><td>〔児童養護施設〕</td><td>https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/36/237467.html</td></tr><tr><td>〔一般公衆浴場〕</td><td>https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/45/236758.html</td></tr><tr><td>〔医薬品卸売〕</td><td>https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/45/180250.html</td></tr><tr><td>〔クリーニング事業者〕</td><td>https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/45/181394.html</td></tr><tr><td>〔幼稚園（私学助成園）〕</td><td>https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/35/208144.html</td></tr></table>	〔保険医療機関等〕	https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/42/159954.html	〔保険薬局〕	https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/45/205561.html	〔高齢者施設等関係〕	https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/33/236747.html	〔障害福祉サービス事業所等関係〕	https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/39/236714.html	〔保護施設〕	https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/34/236759.html	〔児童養護施設〕	https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/36/237467.html	〔一般公衆浴場〕	https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/45/236758.html	〔医薬品卸売〕	https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/45/180250.html	〔クリーニング事業者〕	https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/45/181394.html	〔幼稚園（私学助成園）〕	https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/35/208144.html
〔保険医療機関等〕	https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/42/159954.html																						
〔保険薬局〕	https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/45/205561.html																						
〔高齢者施設等関係〕	https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/33/236747.html																						
〔障害福祉サービス事業所等関係〕	https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/39/236714.html																						
〔保護施設〕	https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/34/236759.html																						
〔児童養護施設〕	https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/36/237467.html																						
〔一般公衆浴場〕	https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/45/236758.html																						
〔医薬品卸売〕	https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/45/180250.html																						
〔クリーニング事業者〕	https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/45/181394.html																						
〔幼稚園（私学助成園）〕	https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/35/208144.html																						
2	対象について	医療や介護等、同一の施設・事業所等で複数の事業を行っている場合は、両方申請することができますか。	同じ区画・部屋で複数のサービスを提供している場合は、原則として重複しての申請はできません。個別の取扱いについては、熊本県ホームページに掲載している分野ごとの支援金制度情報を御確認ください。 ※支援金制度情報を掲載している熊本県ホームページのアドレスについては、No.1の回答欄を御参照ください。																				
3	対象について	市町村の指定管理を受けて福祉施設を運営していますが、対象施設として申請できますか。	市町村の指定管理を受けて運営する福祉施設は、地方公共団体が設置した福祉施設等に該当するため、本支援金支給の対象になりません。 ※市町村直営の福祉施設等も同様の取扱いです。																				

令和7年度（2025年度）物価高騰対策支援金Q&A 全般について

No	内容	質問	回答
4	対象について	対象経費の「令和6年(2024年)4月1日から令和7年（2025年）3月31日までの間に交付対象者が支出する光熱水費、燃料費、食費等の物価高騰に係る上昇分」とはいつと比較して増加した分ですか。	「令和4年(2022年)4月1日から令和5年（2023年）3月31日」までの費用と、「令和6年(2024年)4月1日から令和7年（2025年）3月31日」までの費用を比較して、光熱費等の対象経費が増加している場合は対象となります。 令和6年(2024年)4月1日から、支給決定基準日である3月31日までの間に新設した事業所は、事業計画などで当初想定していた光熱費等の対象経費と、「令和6年(2024年)4月1日から令和7年（2025年）3月31日」までの運営期間の費用を比較して、増加している場合は対象となります。 なお、新設により上記比較期間との比較ができない場合等は、熊本県ホームページに掲載している分野ごとの支援金制度情報のお問い合わせ先に御相談ください。 ※支援金制度情報を掲載している熊本県ホームページのアドレスについては、No.1の回答欄を御参照ください。
5	対象について	市町村が実施する物価高騰対策支援事業に申請している（する予定の）場合、今回の県の支援金を申請することができますか。	市町村等が実施する他の支援制度を利用しても、なお令和6年（2024年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日までの間に支出する光熱水費、燃料費、食費等の物価高騰に係る上昇分（消費税及び地方消費税相当額を除く）がある場合は、申請可能です。 なお、熊本市所在事業所は、県事業の交付対象外の場合がありますので、熊本県ホームページに掲載している分野ごとの支援金制度情報を御確認ください。 ※支援金制度情報を掲載している熊本県ホームページのアドレスについては、No.1の回答欄を御参照ください。
6	対象について	支出した光熱水費、燃料費、食費等の物価高騰に係る上昇分が、支援金の支給額を下回っていますが、申請できますか。	市町村等が実施する他の支援制度を利用しても、なお令和6年（2024年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日までの間に支出する光熱水費、燃料費、食費等の物価高騰に係る上昇分（消費税及び地方消費税相当額を除く）がある場合は、申請可能です。
7	対象について	令和6年（2024年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日までの間に廃止された施設・事業所等の場合、今回の県の支援金を申請することができますか。	令和7年（2025年）3月31日時点で廃止されている施設・事業所等は、今回の支援金の対象とはなりません。 また、申請時点で事業所の廃止を届け出ている、又は具体的に廃止予定時期が定まっている事業所は、対象となります。
8	対象について	現在休止中の事業所ですが、対象となりますか。	現在休止中の事業所であっても、令和6年（2024年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日までの間に運営していた期間を有するとともに、支出する光熱水費、燃料費、食費等の物価高騰に係る上昇分（消費税及び地方消費税相当額を除く）があり、かつ今後の事業継続の意思がある場合は、申請可能です。

令和7年度（2025年度）物価高騰対策支援金Q&A 全般について

No	内容	質問	回答
9	対象について	申請者が個人の場合、「業務上の行為により法令に違反し、行政処分を受けた」には、申請者が出張中に起こした交通事故による運転免許停止処分等も含まれるか。	含まれません。 運転免許停止処分等は、運転免許所持者に対して行われる処分であり、当該施設の管理者等に対して行われるものではないため、本事業の支援対象となります。
10	対象について	「業務上の行為により法令に違反し、令和6年（2024年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日までの間に、行政処分を受けた」とは、法令違反した時点を指すのか、行政処分を受けた時点を指すのか。	行政処分を受けた時点を指します。
11	申請方法について	今回の支援金について、問い合わせ先はどちらになりますか。	問い合わせ先は、支援対象施設により異なります。支援金申請受付事務局の電話番号、所在地、メール送信先等の情報は、熊本県ホームページに掲載している分野ごとの支援金制度情報を御確認ください。 ※支援金制度情報を掲載している熊本県ホームページのアドレスについては、No.1の回答欄を御参照ください。
12	申請方法について	申請方法はどのようにすればいいですか。	原則として電子申請又はメールで申請いただきます。なお、申請方法や提出先は、支援対象施設により異なります。詳細は、熊本県ホームページに掲載している分野ごとの支援金制度情報を御確認ください。 ※支援金制度情報を掲載している熊本県ホームページのアドレスについては、No.1の回答欄を御参照ください。
13	申請方法について	添付資料はどのようなものが必要ですか。	支援対象施設によって必要な添付書類が異なります。詳細は、熊本県ホームページに掲載している分野ごとの支援金制度情報を御確認ください。 ※支援金制度情報を掲載している熊本県ホームページのアドレスについては、No.1の回答欄を御参照ください。
14	申請後の手続きについて	申請後、どのような手続きが必要ですか。	申請いただいた後は、県及び県コールセンター事務局で審査・お振込みの手続きをいたしますので、しばらくお待ちください。 交付が決定しましたら、通知いたします。
15	申請後の手続きについて	申請（請求）した支援金の支払時期はいつ頃になりますか。	原則として、令和8年（2026年）1月頃までに支払を行う予定です。

令和7年度（2025年度）物価高騰対策支援金Q&A 全般について

No	内容	質問	回答
16	申請後の手続きについて	実績報告や、仕入控除税額の報告は必要ですか。	今回は、申請書の提出をもって実績報告とみなすため、申請と別途の実績報告は不要です。 また、対象経費は消費税及び地方消費税相当額を除いた分となるため、仕入控除税額の報告も不要です。
17	申請後の手続きについて	支援金の交付決定を受けた場合に、5年間保管しておかなければならない証拠書類等とは何ですか。	県から求めがあった場合、次の書類をいつでも提出できる状態にして保管しておいてください。 ① 県に提出した支援金交付申請書類一式の事業所控え ② 県からの交付決定等通知書（様式2） ③ 「令和6年（2024年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日」までの光熱水費、食費及び燃料費等の物価高騰に係る上昇分が確認できる書類等（伝票、領収証、口座引落の場合通帳の該当部分 等） なお、③については、申請時に提出を求めませんが、施設・事業所等において適切に整備保管するとともに、県から求めがあった場合は速やかに提出する必要があります。
18	その他	今後も同様な支援が続きますか。	現時点で未定です。
19	その他	支援金額が、前回（令和6年度）と異なるのはどうしてですか。	支援対象月数が、前回（令和6年度：6か月、今回：12か月）と異なることを考慮し、補助金額を設定しています。